

## 閉庁期間

### 年末年始の役場業務のスケジュール

町役場の業務は、12月29日(金)から1月3日(水)まで休みになります。

各種証明書の発行や水道の開栓はできません。各種証明書が必要な人や水道使用開始(停止)予定のある人は、早めに手続きをしてください。

なお、休業中でも婚姻届、死亡届や火葬場の予約などは受け付けます。

#### ▼問い合わせ先

総務課 行政管理係  
☎(62) 21111  
町民生活課 町民係  
☎(62) 21114  
上下水道課 水道管理係  
☎(62) 56222

## 家庭ごみ

### 年末年始のごみ収集・し尿の尿くみ取り

年末年始のごみ収集・し尿の尿くみ取りは、ごみリサイクルカ

ポーツくじの販売により得られる資金をもとに、地方公共団体やスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に対して行われます。

詳しくは、スポーツ振興くじ理念広報サイト「GROWING」をご覧ください。



私たちはスポーツ振興くじ助成を受けています。

▼問い合わせ先  
生涯学習課 社会体育係  
☎(72) 0180

## 募集

### 会計年度任用職員募集

レンダー・生ごみ回収カレンダーを確認してください。

#### ▼ごみ収集

1月1日(月)から1月3日(水)までの3日間は、ごみ収集を行いません。

#### ▼家庭生ごみ収集(拠点回収地区のみ)

1月1日(月)と3日(水)は、生ごみ収集を行いません。

#### ▼し尿くみ取り

12月29日(金)から1月3日(水)までの6日間は、し尿くみ取りを行いません。

#### ▼問い合わせ先

町民生活課 環境係  
☎(62) 21114

## 健康

### 内部被ばく検査を受けてみませんか

県では、県内3方部4カ所にホールボディ・カウンタ搭載車両を常駐して、内部被ばく検査を実施しています。

近隣の検査会場などは次のとおりですので、希望される場合はご利用ください。

#### ▼検査会場

郡山市保健所正面入口(郡山市朝日二丁目15-1)

町では、障がいのある人を対象としたパートタイム会計年度任用職員を募集します。

#### ▼募集職種と人員

庁舎等の管理業務 1人

#### ▼雇用予定期間

令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

#### ▼給与等

月額7,300円

#### ▼採用条件

次の①から④に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けていること。

#### ①身体障害者手帳

②都道府県知事が交付する療育手帳

③児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障がい者であることの判断書

④精神障害者保健福祉手帳

#### ▼提出書類

履歴書(用紙は総務課で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください)

#### ▼選考

書類審査と面接試験により選考します。

#### ▼申込期限

12月22日(金)まで

#### ▼申し込み・問い合わせ先

総務課 行政管理係  
☎(62) 21111

▼検査日程  
毎週金曜日(祝日・年末年始を除く)

#### ▼検査時間

午前10時～午後3時30分(午前11時30分～午後0時30分を除く)

#### ▼検査費用

無料(交通費は受検者負担)

#### ▼検査予約受付専用ダイヤル

080(5744)0334  
(平日午前9時～午後5時、土日・祝日・年末年始を除く)

#### ▼その他

検査対象者や受検上の注意などご不明な点は、お問い合わせください。

#### ▼問い合わせ先

保健福祉課 健康づくり係  
☎(62) 21115

## お知らせ

### スポーツ振興くじ助成金を活用し、陸上競技場をリニューアル

町では、第3種公認認定継続のため、令和5年度スポーツ振興くじ(toto)助成金を活用して、町運動公園陸上競技場の改修工事を行いました。

当競技場は、令和10年11月3



○幅跳びゾーン



▼リニューアルした競技場  
○ゴール・高跳びゾーン

▼スポーツ振興くじ助成は、スポーツ振興くじ助成は、ス

日まで公認が継続され、県内外からの夏合宿利用、町内小中学生の競技力向上を図るとともに、町民の体力・健康づくりの拠点として、より一層の活用に努めます。

### 年末年始町内医療機関診療予定表(12月25日～1月7日)

○：診療可 ×：休診

医療機関名	日にち曜日	12/25月	12/26火	12/27水	12/28木	12/29金	12/30土	12/31日	1/1月	1/2火	1/3水	1/4木	1/5金	1/6土	1/7日
浅見クリニック (63) 2200	午前	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	午後	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
小川医院 (62) 2132	午前	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○
	午後	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
かねこクリニック (72) 0660	午前	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×
	午後	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×
野崎医院 (66) 2245	午前	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	午後	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
マリアクリニック (66) 2700	午前	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
	午後	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
矢吹医院 (62) 2169	午前	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×
	午後	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×
町立病院 (62) 2350	午前	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×
	午後	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×

※予定は変更になる場合があります。事前に医療機関にお問い合わせください。

【夜間救急】 会津若松市夜間急病センター 会津若松市山鹿町1-22(謹教コミュニティセンター) ☎(28)1199

年中無休 受付時間 月～土、12月29・30日：午後2時～午後10時30分(診察時間は午後7時～午後11時)

日：午後6時30分～午後10時30分(診察時間は午後7時～午後11時)

ただし、12月31日～1月3日の間は日中も診察を行います。(受付時間：午前9時30分～午後10時30分、診療時間：

午前10時～午後4時、午後5時～午後11時)

## 税金

### 申告相談会について

令和5年分の申告相談会を次のとおり開催します。  
詳しい案内は、来月号でお知らせします。

#### ▼期日

2月15日(木)、16日(金)、19日(月)～22日(木)、26日(月)～3月1日(金)、4日(月)～8日(金)、11日(月)～15日(金)

#### ▼会場

町役場3階 正庁

#### ▼問い合わせ先

税務課 賦課係  
☎(62) 2113

### 家屋の異動があった場合には必ず申告をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。

家屋の新築、増築、取り壊し、所有者変更などの異動があった場合は、税務課に申告が必要になります。

#### 家屋を新築、増築した場合

完成した年の翌年から課税されます。

れます。

職員が評価額算出のための調査に伺います。調査の内容は、家の間取りや各部屋の仕上げなどの確認になります(賦課資料の参考として、写真撮影を行いますのでご了承願います)。調査の時間は、1時間半程度です(床面積の大小により異なります)。

#### 職員が文書や電話で調査の日

程を調整しますが、連絡をいただければ随時調査に伺います。

#### 家屋を取り壊した場合

取り壊した年は課税されませんが、申告または登記により翌年からは課税されません。

○登記が遅れる場合や未登記家屋の場合  
取り壊した床面積の大小に関わらず、税務課に「家屋異動申告書」の提出が必要となります。併せて現地確認も行います。

#### ○登記されている家屋の場合

該当する家屋の所在地を管轄する法務局で「建物滅失登記」を行う必要があります。登記を行うと、法務局から税務課へ通知が届きますので、税務課への申告は必要ありません。

#### 家屋の所有者に変更があった場合

申告または登記により取得し

た年の翌年から課税されます。  
○登記が遅れる場合や未登記家屋の場合  
相続や売買などにより所有者が変更になった場合は、税務課に「家屋異動申告書」の提出が必要となります。

所有者の確認を行い、新たな所有者に翌年から課税します。  
○登記されている家屋の場合  
法務局で「所有権移転登記」を行う必要があります。手続きを行うと、法務局から税務課に通知がありますので、税務課への申告の必要はありません。

#### ※住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。  
特例は次のとおりです。  
▼小規模住宅用地  
住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートル以下の土地  
【課税標準額】  
土地の決定価格の6分の1  
▼一般住宅用地  
住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートルを超え、住宅の総床面積の10倍までの土地  
【課税標準額】  
土地の決定価格の3分の1  
家屋の床面積の10倍を超える

④車両の所有者が亡くなった  
手続き先は、車種によって異なりますので、「車種別問い合わせ先」をご参照ください。  
▼所在不明の軽自動車の手続き  
売却・解体・滅失などにより、ナンバープレートの所在が不明または廃車時期が不明で、抹消登録ができない軽自動車がある場合は、税務課にお問い合わせください。  
廃車や滅失の事実がわかる書

類(関係官公署の証明書や解体証明書)がある場合は、そちらをご準備の上、お問い合わせください。  
軽自動車の車検で納税証明書の提示が不要に  
令和5年1月から軽JNK S(ジェンクス)が始まりました。軽JNK Sとは、軽自動車検査協会がオンラインで納付情報

### 軽自動車の手続きや納付がインターネット上で行えます

軽自動車の保有には、各種手続きと税・手数料の納付が必要ですが、令和5年1月から「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス(軽OSS)」が始まり、紙で行われている手続きや納付がインターネット上で行えるようになりました。  
令和4年12月までに登録した車両や、二輪・原付・小型特殊(農耕用等)については、この軽OSSの対象外です。  
※車検証の初度検査年月が令和5年1月以降の車両のみが対象  
※スマホやタブレットからは、手続きが行えません。

#### ▼問い合わせ先

税務課 賦課係  
☎(62) 2113

部分の土地については、住宅用地特例の適用はありません。  
また、家屋の新築、増築や取り壊しなどを行った場合は、税務課に「住宅用地異動申告書」の提出が必要になります。

#### ▼問い合わせ先

税務課 賦課係  
☎(62) 2113

登記に関するお問い合わせは、福島地方法務局若松支局へ  
☎(27) 1501

または、お近くの司法書士や土地家屋調査士にご相談ください。

### 車両の登録・移転・変更・抹消はお早目に

軽自動車税種別割・自動車税種別割は、毎年4月1日現在における所有者(ローン購入の場合は使用者)に課税されます。  
例年、「所有していない車両の納税通知書がきた」「前年度購入した車両の納税通知書が届かない」といった問い合わせが多く寄せられていますので、早めに手続きをしてください。  
次に該当する人は、令和6年3月29日(金)までに必ず手続きを済ませてください。

- ①住所・氏名が変わった
- ②車両を人に譲った
- ③廃車した

#### ●軽自動車税種別割

税務課 賦課係  
☎(62) 2113

#### ●自動車税種別割

県会津地方振興局 課税第二課  
☎(29) 5261

## 補助金

### 6次化推進事業補助金

町では、町内産農畜産物を利用した6次産業化に取り組む業者や団体を応援しています。

#### ▼補助内容

6次化産品の開発、既存商品の販路拡大やさらなる高付加価値化などにかかる経費の一部を補助します。

#### ▼対象者

町内に在住する農業者、任意団体、法人など

#### ▼補助金額

事業経費(税抜)の2/3以内(上限10万円、千円未満切り捨て)

#### ▼申請締切

令和6年1月31日(水)

#### ▼事業締切

令和6年2月29日(木)

#### ▼問い合わせ先

農林課 農業振興係  
☎(62) 2116

#### 【車種別問い合わせ先】

普通自動車	乗用車・トラック	福島運輸支局 ☎ 050 (5540) 2015
軽自動車	排気量 660cc 以下の四輪、または三輪の自動車	軽自動車検査協会 福島事務所 ☎ 050 (3816) 1837
二輪車	排気量 125cc を超える二輪車	福島運輸支局 ☎ 050 (5540) 2015
原動機付自転車 小型特殊自動車 (農作業用・その他)	排気量 125cc 以下の二輪車、電動キックボード、トラクター・コンバイン・フォークリフトなど	猪苗代町役場 税務課 ☎ (62) 2113

水道管の防寒対策はお済みですか。気温が0度以下になると、水道管などが凍結し、水が出なくなったり、破損したりします。

▼水道管を凍らせないために

①水抜き栓で管内の水を抜く

②水道管に保温材や電熱ヒーターを巻く

③蛇口から少量の水を流しておく、などの方法があります。

▼凍って水が出ないとき

保温材をはがしてタオルなどをかぶせ、その上からぬるま湯をかけながらゆっくり溶かします。熱湯を直接かけると蛇口や水道管が破裂する場合がありますので、注意が必要です。

▼止水栓の点検をお忘れなく

屋内の水道管を修理したり、蛇口を交換したりする場合は、止水栓で水を一時止める必要があります。積雪前に場所を再確認してください。



## 水道

水道管の凍結や破損を防ぎましょう

▼町水道指定店について

工事等が必要な場合は、町水道指定店にご相談ください。

「町ホームページ」各課のページ↓上下水道課↓水道施設係↓猪苗代町指定給水装置工事業者について」からご確認ください。

▼問い合わせ先

上下水道課 水道施設係

☎(62) 5622

▼冬期間の油流出事故を防止しましょう

暖房を使う冬期間は、家庭のホームタンクから灯油が流れ出す事故が多く発生します。その原因は、うっかりミスや設備の老朽化によるものです。

油流出事故は、側溝や水路を通じ河川に流れ出ることもあり、地域全体に影響を及ぼすほか、流れた油を回収する費用負担も生じ、その回収に要した費用は、原因者が負担することになります。事故を起こさないよう一人一人が注意して、次のことを心掛けましょう

▼事故を起こさないための心掛け

## 事故防止



油が流出した場合は、オイルマットなどを設置して被害拡大を防ぎましょう

①給油現場を離れない

ホームタンクなどから灯油を小分けしている時は、絶対にその場を離れないようにしましょう。

②給油後の弁の閉め忘れに注意する

給油後は、ホームタンクなどのバルブやコックを完全に閉めたことを確認しましょう。

③屋根からの落雪や除雪時に注意する

屋根からの落雪や除雪作業時に、ホームタンクや配管が破損しないよう注意しましょう。

④点検を行う

ホームタンク・配管に破損や老朽化による亀裂、漏えい、油臭等がないか定期的な点検を行います。

事故を起こした場合や発見した場合は、町役場または消防署にご連絡ください。

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係

☎(62) 2111



▼問い合わせ先

町民生活課 環境係

☎(62) 2114

行政相談委員に相談してみませんか

町では、定例行政相談会を毎月1回、第3水曜日に開催しています。

お気軽にご相談ください。

▼開催日時

12月20日(水)

午後1時から午後3時まで

▼会場

町役場3階 第3委員会室

▼その他 相談無料・秘密厳守

## 相談

行政相談委員に相談してみませんか



## 除雪作業にご協力を！



猪苗代町と福島県では、冬期間道路交通の安全確保のため、道路の除雪作業を実施しています。

### ●町と県からのお願い

冬期間の除雪は、行政と住民の皆さんの相互理解と協力連携が必要不可欠です。除雪作業を安全かつ速やかに行うため、次のことについてご理解とご協力をお願いします。

### ◇除雪車には近寄らないようにしましょう！

除雪車周辺は、運転手の死角になり大変危険です。事故を防ぐためにも作業中の除雪車へ近づかないでください。

### ◇流雪溝の利用後は蓋を閉めてください！

流雪溝の利用後に蓋を開けておくと、人が転落するなど重大事故につながる恐れがありますので、必ず蓋を閉めてください。



### ◇自宅前の雪の処理にご協力ください！

除雪車が通った後は、宅地の出入り口に多少の雪が残ってしまうことがあります。各家庭や近所の皆さんで協力し合い、除雪をお願いします。

### ◇路上駐車や道路への雪捨てはやめましょう！

路上駐車や道路への雪捨ては、通行の妨げとなり、交通事故発生の原因となります。円滑な道路通行を確保するため、支障となる行為はやめるようご協力をお願いします。

### ◇深夜・早朝の除雪にご理解ください！

通勤・通学の時間帯に合わせるため、深夜から除雪作業を行うことがあります。騒音や振動によりご迷惑をお掛けすることもあります。ご理解をお願いします。



### 【道路交通に関する問い合わせ先】

○町道  
町建設課 建設係 ☎(62) 2118

○国道115号・459号および県道  
県猪苗代土木事務所 業務課 ☎(62) 3102

## 福祉

### 福祉タクシーの運行が始まりました

猪苗代タクシーでは、公共交通機関や一般タクシーの利用が困難な人の日常生活を支援するため、車いすに対応した福祉タクシーの運行を始めました。お出掛けや通院する際に、ご利用ください。



▼問い合わせ先  
猪苗代タクシー有限公司  
☎(62)3636

### 外出支援サービス

町では、福祉タクシー利用料金を助成する外出支援サービス事業を行っています。

町内に住所を有し、次の利用条件のいずれか一つを満たす、公

公共交通機関の利用が困難な人が利用できます。

### ▼利用条件

- ① おおむね65歳以上の高齢者
- ② 心身障害者(身体障害者手帳または療育手帳を持っている人)
- ③ 難病患者

### ▼利用回数

1月当たり4回の利用

※片道で1回、往復で2回

### ▼助成額

福祉タクシー利用料金の2分の1以内とし、限度額は1回の利用につき5,000円(月額20,000円以内)

※身体障害者手帳または療育手帳を提示して福祉タクシー利用料金の割引を受けた場合は、割引後の金額が対象です。

### ▼申請手続き

福祉タクシーを利用する前に、外出支援サービス利用申請書を保健福祉課に提出してください。利用決定後に助成が受けられます。

### ▼注意事項

○一般のタクシー利用や入院退院時の利用は、サービスの対象となりません。

○給付の申請には、福祉タクシーを利用したことを証明する領収書が必要です。

### ▼問い合わせ先

保健福祉課 高齢者福祉係  
☎(62)2115

## 消防

### 役場消防班の活動

町では、独自の組織として職員が職域消防班を編成しています。消防班は、火災発生時には消防団が到着するまでの間、初期消火を行い、消防団到着後は後方支援にあたります。

### ▼猪苗代消防署での水出し訓練



### ▼問い合わせ先

総務課 防災情報係  
☎(62)2111

## 令和6年1月以降の新型コロナウイルスワクチン接種

本町の新型コロナウイルスワクチンの接種について、令和6年1月から次のとおりとなりますので、お知らせいたします。

- ①猪苗代町ワクチンコールセンターの受付日時を変更します。

- ・ 予約受付日：月～金曜日(1月2、3日、祝日を除く)
- ・ 予約受付時間：午前9時～午後1時、午後2時～午後4時

- ②乳幼児(6カ月～4歳)・小児(5～11歳)のオミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチンの接種を開始します。接種を希望する人は、お早め(可能な限り12月中)にコールセンターにご連絡ください。

- ③12歳以上を対象としたワクチン接種を行う医療機関(町内)を「小川医院」、「矢吹医院」、「町立猪苗代病院」の3医療機関とします。  
※11歳以下の人へのワクチン接種については、引き続き「浅見クリニック」で実施します。

- ④新型コロナウイルスワクチンの接種を無料で受けられる期限は、現在のところ令和6年3月31日までです。令和6年4月以降のワクチン接種については未定のため、後日改めてお知らせします。

【問い合わせ先】保健福祉課 健康づくり係 ☎(62)2115

## 有料広告募集中

町では、「広報猪苗代」に掲載する有料広告を募集しています。事業所の宣伝、広告などにぜひご利用ください。手続きや料金など、詳しくは下記にお問い合わせください。

☎総務課 秘書広報係 ☎(62)2111

## クリスマス献血を実施します

日時 12月22日(金)  
午前9時～午後5時  
会場 町役場 正面玄関前



冬場は血液が不足しがちです。400ミリリットル献血へのご協力をお願いします。